

玉名市差別をなくし人権を守る条例

平成 17 年 10 月 3 日
条例第 94 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をなくす等人権を守るための市民の責務、市の施策等について必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をはじめ人権侵害に関する行為をしてはならない。

(市の施策の推進)

第 4 条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別等をなくすために必要な社会福祉の向上、教育の充実、人権擁護意識の高揚等に関する施策について、市民及び各種団体と協力し、推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第 5 条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、各種団体と協力し、充実した人権教育の推進を図り、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 市は、部落差別等をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び各種団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 7 条 部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査審議するため、玉名市差別をなくし人権を守る審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 3 日から施行する。